

仲間の声

■突然の不明熱で1カ月が過ぎました。病気の自分を受け入れられずいたけど、家族のありがたさに気づき、私をとりまくたくさんの人に支えられていることに「感謝」の気持ちでいっぱいです。早く落ち着きますように!!

土肥 淳子(大阪市労組)

■若い人が入ってこない職場なので活気がないです。

藤田 恵次(堺市職労)

■特別職から一般職に変わり、年次有給休暇が増えました。生理休暇も1日有給になりました。うれしいです。

川島 洋子(枚方市職労)

■今年度、自治会の会計をしています。管理をインターネットバンクや自動送金サービスにしている。消費税もかわり、時代についていけないよお…。

中出 富美子(堺市職労)

■景気が回復しているのかどうかかわりませんが、自分の生活を考えれば景気回復は全く感じられません。

乗鞍 弘仁(八尾市職労)

■大阪都構想もこのままお流れになつてほしいです。

上野 義弘(大阪府職労)

橋下市長の組合攻撃は「違法」 世論の力で橋下・維新を追い込む

(大阪市労組 組合事務所裁判)

大阪市労組の組合事務所裁判は、大阪地方裁判所が「不許可処分を取り消す」と組合側の主張を認め、国家賠償も命じる明快な判決で橋下市長を断罪しました。橋下市長は、大阪に乗り込むとすぐに労働組合が選挙に関わっていると、思想調査アンケート、組合事務所への退去命令、職員基本条例・労使関係条例の制定など労働組合の敵視政策と市長に従順な職員づくりに奔走しました。

この横暴な動きが、府内の自治体や民間企業にも影



「完全勝利の判決だ」一判決の意義を語る大阪市労組・田所書記長(判決後開催した「勝利判決報告集会」から)

響するとして、大阪労連や大阪自治労連は、大阪市労組と裁判に立ち上がることを選択しました。裁判闘争では、全国の自治体組合、民間単産などへのカンパや署名の要請をすすめるとともに、毎月市役所・全区役所前で宣伝するなど運動を広げ、地裁判決の原動力となりました。

橋下市長は「裁判所の事実誤認。最高裁で確定すべき事柄だ」と、控訴する考えを明らかにしましたが、大阪市労組は今回の判決を力に「維新政治を大阪からなくそう」「思想調査アンケート裁判でも勝利を」と、がんばる決意をかためました。

仲間の情報

クロスワードパズル

テング熱?



- タテのカギ
- 蟹の内臓で美味
 - 忍びの○○○、火通の○○○、読唇○○○
 - 勤め先へ通う○○○、○○○動
 - 裁判長、○○○あり!
 - ジェット式のプリンター
 - の読みかた、○○○の趣味
 - 気持ちがしつかり○○○の○○○と、気丈
 - 聞いた○○○な口をきく
 - 仰げば尊し我が師の○○○
 - もなしの○○○ハ
 - かバチかの賭け
 - 継続して行う仕事。○○○命令
 - 否決
 - 仕事で○○○に乗り順風満帆

(解き方)二重ワクの文字をA~Hの順に並べかえてできる言葉を答えてください。

出題者: 山本汎昭さん

1	2	3	4	5	6
7			8		
9			10	11	12
		13		14	
15					16
17			18		19
		20	21	22	
23				24	

ヒント: 9月10日に判決が

- ヨコのカギ
- 先日。○○○お話しした件
 - 恐妻の対。○○○弁当
 - 生後1年へらしままでの幼児
 - 蜜蜂から○○○を採取する
 - ダルム。○○○合戦
 - 残り物に○○○あり
 - テーパーでBは地階。Rは?
 - 太平洋・大西洋に次ぐ三大洋のひとつ
 - 負けるが○○○
 - ハットが空しく○○○を切る
 - 地域の発展に○○○する
 - 真の武士としての心構え・道徳
 - 平凡。○○○なせりか
 - インコに似た鳥で口まねが上手

6月号の解答
「タジュウサイムシャホ」

ア	ツ	サ	ト	ウ	ホ	ク	イ
カ	リ	ジ	ク	ミ	シ	ユ	ケ
タ	カ	グ	ヨ	ウ	ジ	ウ	ク
カ	タ	タ	ヨ	ウ	ジ	ウ	ク
ウ	サ	キ	リ	ン	ク	シ	ヤ

6月号の正解は「タジュウサイムシャホ」です。各職場から28通の回答をいただきました。抽選で次の5人のみなさんに図書カードを贈呈します。敬称略。

▼土肥淳子(大阪市労組) ▼藤田恵次(堺市職労) ▼細川嶋一(東大阪市職労) ▼桃井義男(門真市職労) ▼辻野裕子(吹田市職労)

火災共済 こんな時にも お役にたちます

安い掛金でワイドな保障として多くの組合員が加入している「火災共済」。この1年間、火災共済の給付が多かった被害は、落雷、台風による損害、大雪による損害となっています。火災共済は「特約」をつけなくても、「落雷」は火災一部焼損として、また、風水害による損害は、「風水害等見舞金」の対象となります。どういう場合が給付対象になるかは、組合書記局にご相談ください。



風水害等も火災共済の給付対象に

★詳細は組合書記局までお問い合わせ下さい★

台風・突風等の強風や降雪・豪雨などの風水害

建物本体の損害額が10万円を超えた場合、被害状況と加入内容により「共済金+臨時費用」をお支払します。テレビのアンテナやエアコン室外機、給湯設備なども風水害等の支払対象になります。※門扉や物置、居住面積に含まれない車庫などの付属物は対象外です。

落雷 家財の被害が多く、エアコン・テレビ・パソコン・インターホンなどの電化製品の故障が多いです。テレビのアンテナも保障の対象になります。

突発的な第三者の加害行為

車両飛び込みなど突発的な第三者の加害行為による建物並びに家財の損害額が5万円以上のもの。※警察に届出が必要。盗まれたものは対象外です。